名　称　厚内港西防波堤灯台
位　置
所在地　北海道十勝郡浦幌町（厚内港西防波堤外端）
北　緯　四二―四七―五八
東　経　一四三―四九―二五
変更した事項
名　称　厚内港突堤灯台
位　置
所在地　北海道十勝郡浦幌町（厚内港突堤外端）
北　緯　四二―四七―五八
東　経　一四三―四九―二七
高　さ　地上から構造物の頂部まで八・六メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十五年三月十七日

○海上保安庁告示第九十一号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月四日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称　東京湾アクアラインＰ七橋脚無線方位信号所
位　置
所在地　京葉シーバース灯（千葉県千葉港千葉区）の南西方約七・七キロメートル
北　緯　三五―二七―二〇
東　経　一三九―五三―一五
変更した事項
記　事　一九、三二〇MHzから九、五〇〇MHzまでの周波数を使用する航海用レーダーの空中線の指向面が本信号所の方向を向いたとき、レーダーの指示面にモールス符号Q（――・―）が現れる。この符号の内端の直前が本信号所の位置である。
二　東日本高速道路株式会社関東支社東京湾アクアライン管理事務所管理
変更年月日　平成二十五年三月十八日

名　称　串本トウジロ鼻灯台
位　置
所在地　和歌山県東牟婁郡串本町（トウジロ鼻）
北　緯　三三―二七―四九
東　経　一三五―四七―五一
変更した事項
光　度　閃光実効光度二五カンデラ　不動光二カンデラ
光達距離　閃光三・五海里　不動光一・〇海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで六・三メートル　平均水面上から灯火まで一二メートル
変更年月日　平成二十五年三月十八日

名　称　水島港玉島西第一号灯浮標
位　置
所在地　岡山県水島港（水島港玉島防波堤灯台の南方約八三〇メートル）
北　緯　三四―二九―二〇
東　経　一三三―三九―五二
変更した事項
位　置
所在地　岡山県水島港（水島港玉島防波堤灯台の南方約八二〇メートル）
北　緯　三四―二九―二〇
東　経　一三三―三九―五一
変更年月日　平成二十五年三月十八日

○海上保安庁告示第九十二号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十五年四月四日

海上保安庁長官　北村　隆志

名　称
位　置
所在地　宮城県気仙沼港（梶ケ浦防波堤外端）
北　緯　三八―五三―〇〇
東　経　一四一―三六―〇七
変更した事項
光　度　実効光度二五カンデラ
光達距離　三・五海里
高　さ　地上から構造物の頂部まで四・七メートル　平均水面上から灯火まで六・一メートル
変更年月日　平成二十五年三月十九日

気仙沼港梶ケ浦防波堤灯台

○関東地方整備局告示第二百八号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月四日

関東地方整備局長　森北　佳昭

一　登録番号　関東地方整備局長　30
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　日本建物評価機構株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	田村　淳

(2)　変更年月日　平成二十五年三月十五日

○中部地方整備局告示第九十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月四日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号　中部地方整備局長　5
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　公益財団法人三重県建設技術センター
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	森　久恵
変更後	―

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日

○中部地方整備局告示第九十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十五年四月四日

中部地方整備局長　梅山　和成

一　登録番号　中部地方整備局長　1
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称　株式会社ぎふ建築住宅センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	―
変更後	中村　誠

(2)　変更年月日　平成二十五年四月一日